

# 群馬県畜産試験場における研究費の運営管理要領

平成20年3月31日制定

平成27年4月1日制定

令和4年4月1日改正

## （目的）

第1 本要領は、群馬県畜産試験場（以下「場」という。）に所属する研究員が、農林水産省等が配分する研究資金（以下「研究費」という。）について、その運営・管理に係る必要な事項を定め、適正な執行を図ることを目的とする。

## （責任体系）

第2 研究費の運営・管理を適正に行うための責任と権限は次のとおりとし、これを内外に公表する。

なお、場長は、次長が責任を持って、競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(1) 場長（最高管理責任者）

場長は、研究費の運営・管理について最終的な責任を負う。

(2) 次長（統括管理責任者）

次長は、場長を補佐し、場全体の研究費の運営・管理を行う。

(3) 研究調整官、主席研究員（コンプライアンス推進責任者）

畜産試験場全体における研究費の運営・管理を行う。

## （研究費に関する相談窓口）

第3 場内外からの相談窓口は、次のとおりとする。

(1) 研究費（研究成果等）に関すること。（研究調整官）

(2) 研究費の事務処理に関すること。（総務係）

ア．外部機関との委託・受託契約に関すること。

イ．各経費の予算に関すること。

ウ．場内における具体的な会計事務に関すること。

## （不正防止計画の策定・実施）

第4 場長は、不正行為発生の可能性を最小にし、場全体の視点から見直しを行うリスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会は、次長を中心に、研究調整官、主席研究員、各係長、総務係員とし、事務局は総務係に置くものとする。

また、委員会は不正防止計画を策定・実施し、結果を場長に報告するとともに、次長、研究調整官、主席研究員、各係長により業務改善を推進する。

なお、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

## （研究費の不正行為に関する対応）

第5 研究費の不正行為に関する対応

(1) 研究費の不正行為に関する受付窓口

場内外からの研究費の不正使用や不正経理等（以下「研究費の不正行為」という。）に関する通報や告発に対する受付窓口（以下「受付窓口」という。）を設置する。

受付窓口は、「群馬県畜産試験場研究活動の不正行為への対応に関するガイドライン」（平成27年4月1日施行）（以下「ガイドライン」という。）第10条に定める窓口とする。

(2) 研究費の不正行為に関する調査

研究費の不正行為の通報があった場合、場長は、ガイドラインに定める研究倫理委員会に委員会の開催を指示する。

なお、通報等の取り扱いについては、ガイドラインに則って処理するものとする。

(3) 研究費の不正行為に関する再発防止計画の策定・実施

不正行為と認めた場合、委員会は、再発防止計画を策定し、実施する。

(4) 研究費の不正行為に関する懲戒等の処分及び処分の公表

不正行為と認めた場合、場長は、ガイドラインに則って処理するものとする。

### （研究費の適正な運営・管理活動）

第6 総務係は予算の執行状況を検証し、研究計画と乖離する場合は改善を求める。

不正な取引や癒着を防止するため、取引業者に対し一致の取引実績や（回数、金額等）や実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

### （内部監査）

第7 場長は、内部監査員として次長を指名する。

内部監査員は、研究費の適正な運営・管理のため、委員会の協力を受けて不正防止計画に基づき、定期的に内部監査を実施する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。